

## 監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

なお、議会事務局の政務活動費交付金の監査において、太田眞奈美監査委員は、同法199条の2の規定により除斥しました。

令和4年6月29日

寒川町監査委員 北村 美仁  
同 太田 眞奈美

### 1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

### 2 監査の実施期間

令和4年5月10日から令和4年5月31日まで

### 3 監査の対象部課等

企画部 広報戦略課  
議会事務局

### 4 監査の対象

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務及び事務の執行状況

### 5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

### 6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

### 7 監査の結果

#### 【企画部広報戦略課】

令和3年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

#### 【議会事務局】

令和3年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

## 8 監査の結果に関する意見

### 【企画部広報戦略課】

#### (1) 広報紙等全戸配布委託について

広報紙等全戸配布委託について、契約書は1部配布あたりで単価契約しているが、委託先に搬入した部数で請求がされている事例があった。

他自治体の事例なども参考に実際の配布部数を把握し、それに基づく請求となるよう委託先と調整されたい。

#### (2) 随意契約の理由について

随意契約の理由と根拠条文との不整合という点についていくつか見受けられたが、町が示している「随意契約のガイドライン」をよく確認してほしい。

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であることを十分に認識し、随意契約を行う際は他に選定できる事業者がないか慎重に判断するとともに関係諸規定に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

#### (3) ブランドマーク等使用承認について

前回監査でも同様の指摘をしているが、ブランドマーク等使用承認について、遵守事項の「(1)企画書等の添付 (2)事業の内容の添付」がないものがいくつか見受けられた。「高座」のころ。ブランドマーク等の使用に関する要綱には、添付資料や使用承認の基準があるが審査過程が不明である。

今後も続いていくブランドマークにかかる使用承認であり、その経過や結果に至る経過は明確にする必要がある。何をもって審査し、承認を決定したのか明確にされたい。

#### (4) 前回の監査において、財務事務や財産管理事務、庶務事務において不適切な事例が散見されることから組織内で財務担当職員の配置や複数職員によるチェックなどを徹底し、適正な事務執行に努めることを意見した。今回の監査では、職員の意識改革等により改善も見受けられたが、財務事務や庶務事務においてまだ誤りが散見されるので、引き続きミスのない事務への取り組みを進めてほしい。

#### (5) 「高座」のころ。の着地点について

町の移住対策については、子育て世代をターゲットに住みやすい町と思ってもらえるよう、小さな町なりの施策を強みに取り組んでいるが、こうした戦略的取り組みを町民に理解されるために、町の目指すべき姿をしっかりと示すことが必要ではないかと考える。今後も町の強みを生かした取り組みを期待したい。

## 【議会事務局】

### (1) 随意契約について

契約事務に関して不適切と思われる事例がいくつかあったので今後十分に注意してほしい。随意契約の理由と根拠条文の不整合という点については町が示している「随意契約のガイドライン」をよく確認してほしい。

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であることを十分に認識し、随意契約を行う際は、他に選定できる事業者がいなか慎重に判断するとともに関係諸規定に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

### (2) 政務活動費について

報告書に記載誤りがいくつかあった。今後は適切に処理されたい。

また、新聞購読契約やパソコンのリースなどについては、年度をまたぐ契約とならないよう留意してほしい。

政務活動費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるものであるが、昨年度の執行率は低かった。コロナ禍で活動制約があったと思うが、オンライン研修も多く実施されている中、事務局としても先進都市の政務活動費の使途状況などを積極的に情報提供するなど、政務活動費の活用を資するよう努められたい。